

イスラエルによるジェノサイドを
止めるためのBDS運動とは？

産業用ロボット、軍需企業、
年金ファンド、入植地問題

ビジネスと人権シンポジウム
2025年1月25日(土)
金城美幸

BDS運動とは

- ボイコット (Boycott) : 消費者・利用者個人への呼びかけ
(文化・学術・経済・スポーツ分野)
- 資本引揚げ (Divestment) : 企業・組織に対する呼びかけ
- 制裁 (Sanction) : 国家・国際機関への呼びかけ

背景

- 2005年7月(前年、国際司法裁判所が分離壁を違法とする勧告的意見)
- パレスチナ人170以上の市民団体がイスラエルへのBDSを求める

特徴

- パレスチナ人の超党派・越境的・非暴力の運動
- 反ユダヤ主義含むあらゆる人種主義への反対
- 南アフリカ反アパルトヘイト運動における国際ボイコットを参照

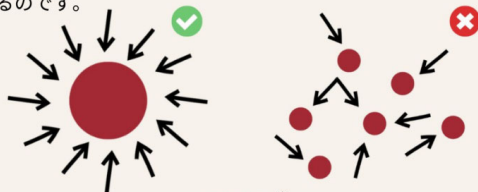
「BDSのボイコット対象を超えてイスラエルの犯罪に加担するすべての企業をボイコットすることの何が悪い？」

1/2

ジェノサイドを行うイスラエルの体制に加担するすべての企業をボイコットする、という意志の裏にある情熱と献身は素晴らしいですし、個人の消費者としては常に情報に基づいたエシカルな決定をしていくことをお勧めします。

**しかし効果をもたらすには、
私たちの取り組みは集団的なものでなくてはなりません。**

BDS運動は戦略的に特定の対象に集中し、それらの対象に数の圧力をかけることで、取り組みの効果を確実なものにします。そのようにして、ある戦略的な対象に強制的に負担を止めさせることが、他の沢山の加担企業にも警告となるのです。



BDS

localized by: BDS

今すぐボイコット！ イスラエルによるパレスチナ人の占領、アパルトヘイト、ジェノサイドに加担する企業

BDS運動による優先的なボイコット対象



加えて日本の文脈では…



イスラエル産農産物

BDS運動による圧力対象



日本からの発信

FANUC

BDS

localized by: BDS

BDS運動が支持する
草の根ボイコット対象



BDS運動の3つの目的

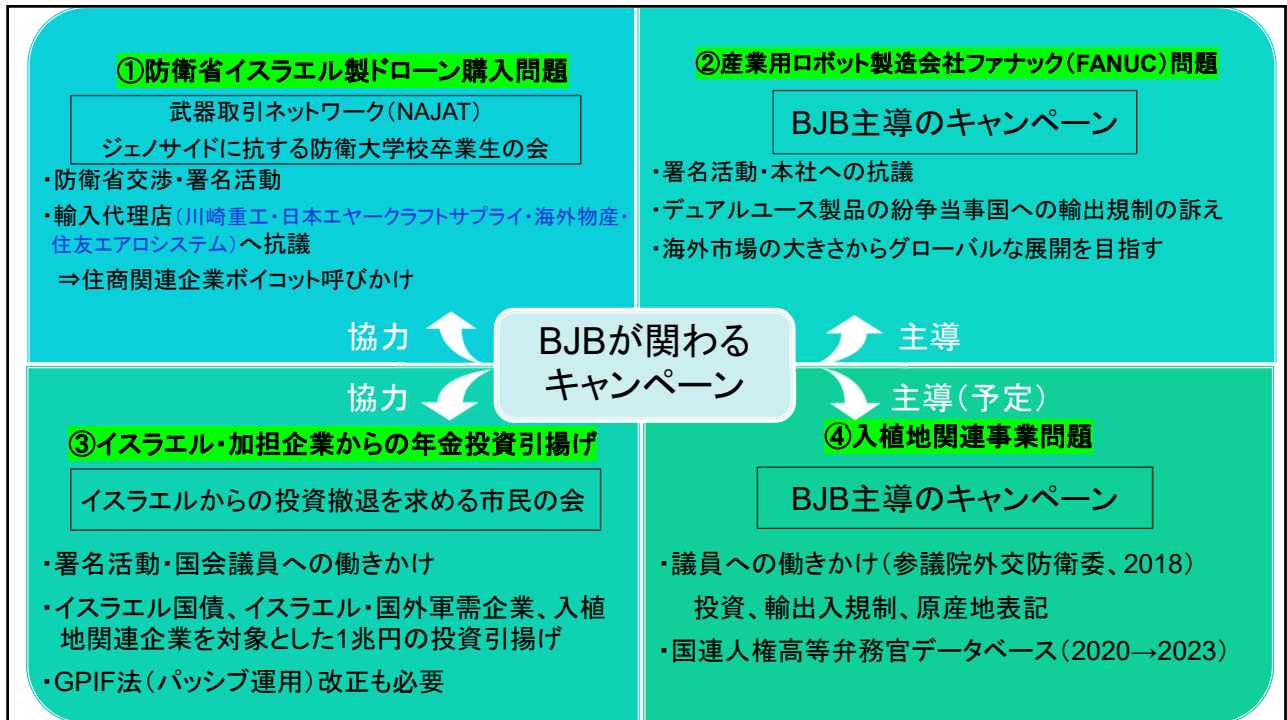
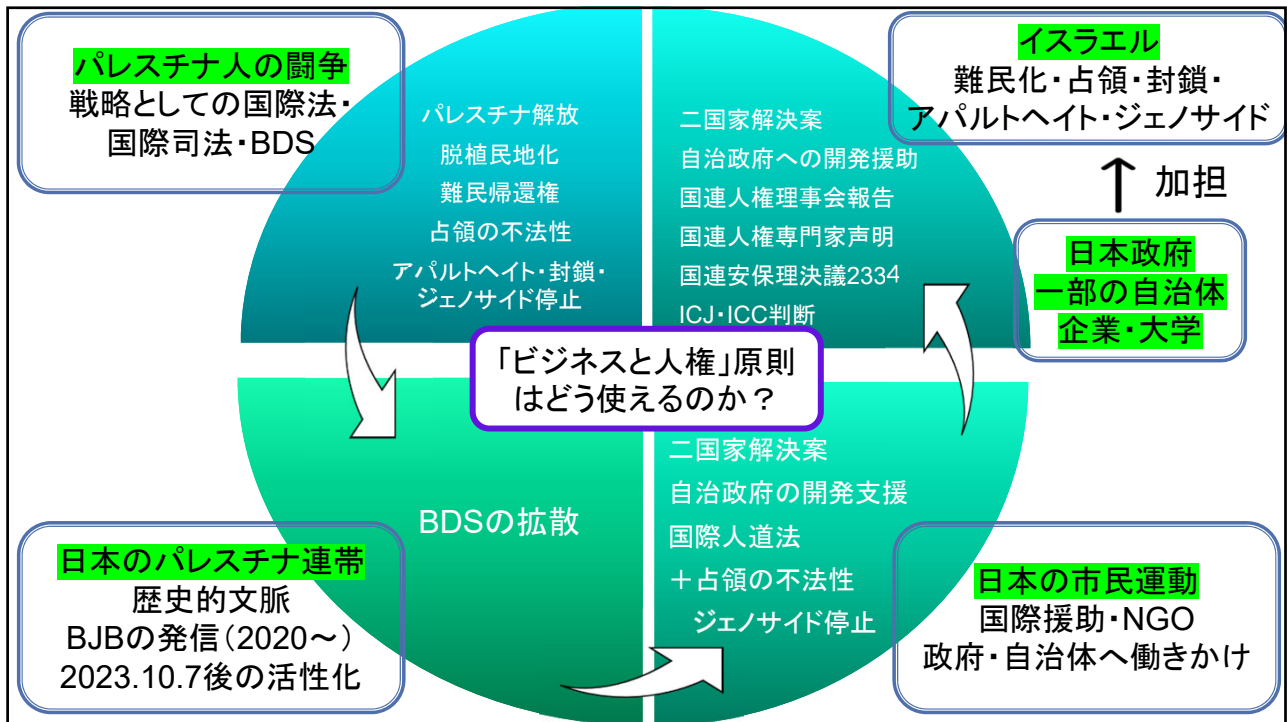
- 西岸・ガザ地区での占領の終結
- イスラエル領内のパレスチナ人市民に対する平等権の保障
- パレスチナ難民の故郷への帰還権

BDS Japan Bulletin(BJB)の活動

- 日本でBDS運動を広げるために情報提供(各地にいるメンバーがオンラインで活動)
- パレスチナ人のBDS民族評議会と連携し、効果的な運動戦略を日本語で発信

「停戦」後のBDS加速の必要

- 停戦の保障、封鎖解除、復興支援
- ガザ・ジェノサイドの実態が明らかに
- ガザ封鎖継続・ヨルダン川西岸の加速的破壊・UNRWA解体・「ノーマリゼーション」を阻止
⇒イスラエルの「不処罰 impunity」の伝統打破が必要
ICC逮捕状に基づく処罰、経済・軍事制裁を



ジェノサイド阻止のための動き: 国際人道法・ジェノサイド条約違反への対応

① 武器禁輸

- 国際司法裁判所(ICJ)の3度の仮保全措置命令(2024年1月・3月・5月)違反
先例: 伊藤忠・日本エアークラフトサプライによるエルビット社との契約覚書(MoU)破棄
カナダ、オランダ、ベルギーのワロン(Wallonia)地域
- 国際刑事裁判所(ICC)のネタニヤフ首相、ガラント前国防大臣への逮捕状(戦争犯罪・人道に対する罪)
- 国連人権専門家の声明(2024年9月18日)
「デュアルユース品目を含む全ての武器に関わる合意、武器の輸入・輸出・移転を停止し、全面的な武器禁輸(a full arms embargo)を課すこと」
- ガザ・ジェノサイド中のイスラエルの個別犯罪が「きっかけ」となることも(英)

② 投資引揚げ

- 2024年ノルウェーの公務員年金積立金KLAがエルビット社から投資引揚げ

② 入植地関連事業との取引停止: 「ビジネスと人権」原則にも言及の例あり

- 2015年 欧州委員会が原産国表記に「イスラエル入植地」も追加するよう勧告
→ 仏: 勧告に従うガイドライン作成(2016)
→ 米: イスラエル入植地製品を「イスラエル産」と表記するガイドライン作成(2020.11)
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011)以降
2016年3月、国連人権理事会が入植地関連企業のデータベース作成を決議
DB公表(2020) → 再審査を経て2023年に97社がリスト入り
- 国連安保理決議2334(2016.12)
二国家解決を前提として入植活動の不法性を再確認
- 日伊投資協定(2017.2)発効に際した参議院外交防衛委員会での議論
岸田文雄外相(当時)より入植活動の不法性や「ビジネスと人権指導原則」に言及されるも、具体的なリスクの特定、日本企業への周知方法、責任の所在が不明確なまま
→ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022)ができて
ても事態は変わらず

人権侵害の懸念がある9つの入植地関連事業

【国連理事会への報告書（A/HRC/22/63, 2013年）】

- (a) 入植地、壁、及びそれらに付随するインフラの建設・拡大を推進する装備や資材の供給
- (b) 入植地、壁、及び入植地に直接つながる検問所の監視・識別のための装備の供給
- (c) 家屋や財産破壊、農地・温室・オリーブ園・農作物の破壊のための装備の供給
- (d) 入植地で稼働する事業への治安サービス・装備・資材の提供
- (e) 輸送機関など入植地を維持するためのサービスや電気・水・ガスなど公益の提供
- (f) 入植地、及びその活動を発展・拡大・維持させる銀行・金融取引(住宅ローンや事業開発ローン含む)
- (g) ビジネス目的での天然資源(とりわけ水と土地)の利用
- (h) 環境汚染やパレスチナ人村への廃棄物投棄や移送、さらに移動制限や行政・立法規制などによるパレスチナ人のビジネスに損害を与える慣行、及びパレスチナ人の財政・経済市場の獲得
- (i) 入植者が入植地の発展・拡大・維持のために完全または部分的に所有する事業利益の利用や再投資

入植地関連事業は広範→イスラエル企業の人権DDの監督・徹底はそもそも可能か？

「ビジネスと人権」原則を活かすために

- 第二次安倍政権期の「ノーマリゼーション」・岸田政権の軍拡路線からの転換へ
- **加担企業の特定**: イスラエル／グローバル軍需企業・入植地関連企業DB共有
- パレスチナ問題についてのナラティブの変化を踏まえる
 - 「入植活動は不法」⇒「**占領自体が不法**」(2024.7のICJ勧告→9月国連総会)
 - ジェノサイド条約の違反、ネタニヤフ首相・ガラント元国防相の逮捕状
- グローバルな連帯: BDS運動の原則を共有する市民との交流
 - 他地域・他の構造的暴力とパレスチナ問題の関連付け